## 女性の経済的エンパワーメントに関する各国の主な取組

2017年4月1日現在

			201/年4月1	口丸江
		取 組	国 名	施行年
男女別 データ の作成		従業員500人以上の企業に対し、職種別・男女別の従業員数の提出を 義務付け(女性比率が規模・業種別に定める一定の基準以下の場合 には、企業は自ら改善案を策定して施行することを求められる)	韓国	2008
		従業員1000人以上の企業に対し、男女別に、平均賃金と労働時間の 情報公開を義務付け	オーストリア	2011
平等を推進 する企業 計画や プログラム の作成	報告、情 報公開	企業によるダイバーシティを推進する計画およびポジティブ・アク ションの策定・実施を義務付け	イギリス	2011
		従業員100人以上の企業に対し、男女別に、従業員及び取締役の人 数、賃金、契約条件等、男女共同参画指標に基づく報告を義務付け	オーストラリア	2012
		上場企業または従業員501人以上の共同決定義務のある企業に対し、監査役会、取締役会、管理職(上級・中級)における女性比率を高めるための目標値や取組等の公表を義務付け	ドイツ	2015
		従業員301人以上の企業に対し、女性の活躍状況の把握、課題分析、行 動計画の策定・公表、目標値の設定、情報の公表等を義務付け	日本	2016
男女の 賃金格差の 解消		従業員250人以上の企業に対し、賃金およびボーナスの男女別の中央 値と平均値、賃金構造における男女の分布等の公表を義務付け (2018年4月以降)	イギリス	2017
		従業員501人以上の企業に対し、同じ職位にある男女の賃金水準およ び同一賃金ルールの遵守を示す賃金体系等の公表を義務付け(2017 年7月以降)	ドイツ	2017
		男女間の給与格差をなくすための措置の検討を義務付け	フランス	2006
ļ	自己診断	企業のセルフ・チェックおよびコンサルティングを行うツール(コ	ドイツ	2011
取締役等の登用の促進	ツール	ンピューター・アプリケーション)の提供	スイス	2011
		株式会社(2008年1月1日以降)	ノルウェー	2005
		従業員250人以上の上場企業(2015年以降)	スペイン	2007
		従業員51人以上の国営企業・株式会社(2013年以降) 上場企業(2017年以降)	アイスランド	2010
		上場企業 (2017年以降) 上場企業 (非常勤取締役員) (2020年以降・※指令案)	フランス EU	2011
	33%	工场企業(非常勤取締役員)(2020年以降·※指令条) 国営企業・上場企業(2015年以降)	イタリア	2013
		国営企業・株式会社(2017年以降)	ベルギー	2011
		国営企業・株式会社 (2017年以降) 従業員250人以上の上場企業・有限責任会社 (2016年以降)	オランダ	2011
		促来員200人以上の工場正来・有限員任芸社(2010年以降) 上場企業(2016年以降)	マレーシア	2011
		上場企業(2010年以降) 上場企業のうち108社(監査役会委員)(2016年以降)	ドイツ	2011
	女性が			
	1人以上	上場企業、国営企業(2015年以降)	インド	2014
	各企業が 定めた目標 値	大規模な上場企業、有限会社、合資会社、財団・国営企業等 (条件あり・2017年以降)	デンマーク	2013
	憲章	政府、企業、労働組合による「女性幹部数を増やすための憲章」の 作成	オランダ	2006
		政府と企業等10団体による「管理職に女性を増やす憲章」の作成	デンマーク	2008
企業の取組 を促進する ための、 政府による インティ ブの付与	補助金給付	家族に親和的な環境を作り出すための監査制度を利用する企業に、 その費用(7000~1万ユーロ)の一部を補助(企業規模別に、3000~ 5000ユーロを支給)	オーストリア	1998
		企業内保育所を設置した企業に、欧州社会基金から保育運営費の50% を助成(上限6000ユーロ)	ドイツ	2008
		1年以上営業を継続している、従業員250人未満で、年間売上額5000 万ユーロ未満等の中小企業に、コンサルティング費用の50%または 75%を補助(上限1500ユーロ)	ドイツ	2008

		従業員50人未満の企業に、出産・育児・養子休業を取得する従業員 の代替要員にかかる費用を補助	フランス	2006
企をた政イブの変化のにというである。	補助金給付	育児休職取得者等の雇用を継続した企業に、支援金を給付 ・労働者に30日以上の育児休職を付与し、休職終了後30人以上その者を継続して雇用した場合、労働者1人あたり毎月20万ウォンを支給 ・育児休職期間中に新たに代替労働者を30日以上雇用し、育児休職者を復帰後30日以上雇用した場合、毎月20~30万ウォンを追加支給 ・契約期間が1年以下の契約・派遣労働者が、妊娠16週以上または出産休暇期間に労働契約期間が満了したにもかかわらず、事業主が当該労働者を継続雇用した場合、労働部長官が告示する金額を6ヶ月間支援(有期契約で6ヶ月間の場合は毎月40万ウォン、無期契約6ヶ月間の場合は毎月60万ウォン、次の6ヶ月間は毎月30万ウォン) ・妊娠、出産、育児によって退職した女性労働者を、退職後6ヶ月以降5年以内に、同じ事業所で再雇用した場合、毎月40万ウォン(大企業は30万ウォン)を6ヶ月間支給	韓国	2006
		従業員のワーク・ライフ・バランスのためにフレックス制度等を導入する等、支援制度を新設する小規模事業者に、労働者1人あたり20万~30万ウォンを支給(2016年は1800人対象)	韓国	2016
	税制上の 優遇措置	育児バウチャー等の育児費用を補助(上限週56ポンド)した企業 に、企業が支払う国民保険料を免除し、その従業員の所得税を控除	イギリス	2005
		従業員のワーク・ライフ・バランスのために一定の支出をした企業 に、家族控除として、その費用の一部(50%、25%、10%)を控除	フランス	2008
	公共調達	政府調達において、契約する企業のうち、女性が経営する企業の割合を5%とする目標を設定	アメリカ	2000
		金融規制当局が契約を結ぶ際は、相手先の企業のダイバーシティ推 進への取組を考慮	アメリカ	2010
		女性契約促進規則(契約額が最も低い83業種において女性が経営する零細企業と政府が契約を促進する)の導入	アメリカ	2010
		※ 対象を83業種から92業種に拡大	アメリカ	2016
		連邦政府の契約のうち5%に相当する金額を、女性が経営する小規模 ビジネスに発注する「女性優先調達プログラム」を実施(1人または それ以上の女性が経営権の少なくとも51%を持っていることが条件)	アメリカ	2011
		「経済的に不利な境遇にある女性優先調達プログラム」として21業種を追加(女性の、純資産75万ドル以下、過去3年超の年収平均35万ドル未満、資産の市場価格600万ドル未満等が条件)	アメリカ	2014
		公共機関の長の、女性が経営する中小企業が生産する物品の購買の 促進義務	韓国	2005
		政府の契約のうち30%に相当する金額を、若者、女性または障がい者 が社長で、かつ、従業員の70%以上を占める小規模事業者に発注	ケニア	2013
		女性活躍推進法に基づく取組指針(2016年3月決定)等により、国の 調達のうち、総合評価落札方式等によるものにおいて、ワーク・ラ イフ・バランス等推進企業を加点評価	日本	2016
	職場復帰	出産や育児によりキャリアを中断した女性に適合する仕事創出の支援、再就職支援、離職期間が長い女性をインターンとして採用した企業に、支援金(毎月50万ウォン)を支給	韓国	2008
	起業支援	女性の企業活動および起業を支援するため、資金、人材、情報、技 術等の総合的な支援と、均等な活動機会の確保に向けた、国・自治 体の努力義務	韓国	1996
		女性の起業活動促進を効率的に行うため、韓国女性経済人協会を設 立し、女性経済人への研修、情報提供、起業を支援	韓国	2005